

## ●香川県告示第35号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月2日

香川県知事 真鍋武紀

### 1 申請の概要

#### (1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市川崎町1番地

株式会社川崎造船 坂出工場 工場長 小島 武司

#### (2)事業場の所在地及び名称

坂出市川崎町1番地

株式会社川崎造船 坂出工場

#### (3)特定施設に関する事項

種類	機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		
能力	7.6 m <sup>3</sup>		
工事着手予定年月日	許可後3日		
工事完成予定年月日	許可後45日		
使用開始予定年月日	完成日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続8時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	7	8
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1,000	1,500
	化学的酸素要求量 (mg/l)	1,600	2,500
	浮遊物質量 (mg/l)	7,000	8,000
	窒素含有量 (mg/l)	1.5	5.5
	りん含有量 (mg/l)	0.2	1.4
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	0	7.6	

#### (4)汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

#### (5)排出水の汚染状態及び量

変更無し。

(備考) 今回の新たに設置する廃ガス洗浄施設も含め工場内の廃ガス洗浄施設からの汚水等は、1~2回程度/年清掃時に処理するが、すべての廃ガス洗浄施設を一齊に処理することはないため、今回の設置に伴う排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

### 2 縦覧の期間及び場所

(1)期間

平成19年2月2日から同月23日まで

(2)場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境経済部環境交通課